

# 全国がん登録における個人情報の保護

令和 8 年 4 月

宮城県がん登録室

病院等における個人情報は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」に基づいて、適切に取り扱うことが求められておりますが、がん情報については、別途、がん登録推進法において個人情報の保護について規定されています。

## 1. 秘密保持と罰則

がん登録推進法では、病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。とされており、違反した場合の罰則が定められています。

## 2. 各施設でご対応いただきたいこと

### (ア) 届出情報の入力

- ・ 厚生労働省が安全性を確認した、がん登録オンラインシステム(GTOL)上への直接入力を除き、インターネット回線に接続していない状態で入力作業をする。

### (イ) 届出情報の提出方法

- ・ がん登録オンラインシステム(GTOL)を用いて提出する。
- ・ 院内がん登録症例集計に参加する施設においては、がん登録共通届出システム(GTS)を用いて提出する。
- ・ 電子メール、FAX、普通郵便で届出対象情報を提出することを禁止する。

### (ウ) がん登録情報を利用する場合

- ・ 病院は都道府県知事に対し、届出をしたがん登録情報の請求を行い、提供を受け利用することができます(がん登録推進法第 20 条)。
- ・ 提供を受けた利用者は、秘密保持の義務、適切な管理など遵守すべき事項があり、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則が定められていますので、データの取扱いには十分ご注意ください。

## 3. 宮城県がん登録室における安全管理措置

国が定める「全国がん登録個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、以下の対策を取っております。

### (ア) 担当者情報の収集

- ・ 毎年度、各施設から「お問合せ番号」及び全国がん登録担当者情報を収集する。
- ・ 「お問合せ番号」は、当室から電話にて届出等に関する照会をする際に使用する。

(イ) 届出情報に関する照会

- ・ がん登録オンラインシステム(GTOL)を用いて照会を行う。
- ・ 電話による照会の際は、「お問合せ番号」で担当者本人であることを確認の上、照会を行う。
- ・ やむを得ず、個人情報を含む紙資料を移送する場合は、追跡機能付きの配送手段を利用し、返信の封筒等には「宮城県がん登録室宛て」、「親展」、「取扱注意」を明記するよう医療機関へ指示する。
- ・ 届出等に関する照会や回答に、電子メール、FAX、普通郵便を利用しない。